

輸出入貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

輸出入貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号)

改 正 案	現 行
<p>第二十条 外為令別表の八の項(一)の通商産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 第七条第一号ロ若しくはハ又は第三号ロ若しくは二に該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第七条第一号ロ若しくはハ又は第三号ロ若しくは二に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二十条 外為令別表の八の項(一)の通商産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 第七条第一号ロ若しくはハ又は第三号ロ若しくは八に該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第七条第一号ロ若しくはハ又は第三号ロ若しくは八に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 (略)</p>